

栃木県全域航空写真の保管及び利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が作成した栃木県全域航空写真（以下「航空写真」という。）の保管及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(航空写真の保管等)

第2条 航空写真の保管及び利用に関する事務は、総合政策部地域振興課において行うものとする。

2 知事は、航空写真の保管を的確に行うことができると認める者に航空写真を保管させることができる。

3 前項の規定により航空写真を保管する者（以下「保管者」という。）は善良な管理者の注意をもって航空写真を保管するものとする。

(利用の範囲)

第3条 航空写真は、次に定める方法で利用することができる。

(1) 複製物の交付

(2) 密着写真の閲覧

(利用の手続)

第4条 前条第1号について利用しようとする者は、保管者に申し込むことにより、行うものとする。

2 前条第2号について利用しようとする者は、知事に申し込むことにより、行うものとする。

(利用の費用)

第5条 第3条第1号について利用しようとする者は、利用に要する費用を保管者に支払うものとする。

2 前項の費用を定める場合は、保管者はあらかじめ航空写真複製利用料金制定(改定)協議書（別記様式第1号）により知事に協議し、承認を得なければならない。

(販売の禁止)

第6条 複製物を取得した者は、これを他に販売してはならない。

(出版等の承認)

第7条 複製物を取得した者が、これを出版物に掲載しようとする場合等は、知事に利用航空写真出版掲載等承認申請書（別記様式第2号）を提出し、その承認を

受けなければならない。

- 2 知事は、前項により出版等を承認したときは、申請者に対し、利用航空写真出版掲載等承認書（別記様式第3号）を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、航空写真の保管及び利用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から実施する。
- 2 栃木県全域航空写真の保管等に関する要綱（昭和45年栃木県告示第651号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2(2020)年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3(2021)年4月1日から実施する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

航空写真複製利用料金制定(改定)協議書

航空写真複製利用料金を下記のとおり制定(改定)したいので、栃木県全域航空写真の保管及び利用に関する要綱第5条第2項に基づき協議します。

記

1 制定(改定)理由

2 制定(改定)料金

別表のとおり

(様式第2号)

令和 年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

利用航空写真出版掲載等承認申請書

1 申請目的	
2 必要地域	
3 写真番号	図幅名 C
4 出版掲載物等の名称	
5 出版掲載物等の発行予定日	
6 出版掲載物等の発行部数	
7 出版掲載物等の発行価格	
8 出版掲載物等の事業計画の概要	
備 考	

(注) 出版掲載終了後、現物を一部県に提出してください。

(様式第3号)

第 号
令和(西暦) 年 月 日

様

栃木県知事

利用航空写真出版掲載等承認通知書

次のとおり利用航空写真の出版掲載等を承認します。

1 写真番号	図幅名 C
2 出版掲載等目的	
備考	